

平成 30 年 12 月 7 日

平成30年登米市議会定例会 12月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮 問 第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮 問 第 9 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
報告第 36 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	7
議案第 80 号	平成 30 年度登米市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 81 号	平成 30 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 82 号	平成 30 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 83 号	平成 30 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 84 号	平成 30 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 85 号	平成 30 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 86 号	平成 30 年度登米市病院事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 87 号	平成 30 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 88 号	登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第 89 号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例について	10
議案第 90 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第 91 号	登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第 92 号	指定管理者の指定について（石森ふれあいセンター）	14
議案第 93 号	指定管理者の指定について（宝江ふれあいセンター）	15
議案第 94 号	指定管理者の指定について（上沼ふれあいセンター）	16
議案第 95 号	指定管理者の指定について（浅水ふれあいセンター）	17

議案第 96 号	指定管理者の指定について（平筒沼ふれあい公園）	18
----------	-------------------------	----

諮問第 8 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年12月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	乾 和 子
住 所	登米市迫町

諮問第9号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成30年12月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	大 浪 静 江
住 所	登米市米山町

報告第36号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
過失による物損事故	平成30年9月28日	平成30年8月23日、登米市中田町石森字前田地内の小学校敷地内において、駐車していた相手方車両に職員による草刈作業中の飛び石が当たり、相手方車両を破損させたもの。	380,138円 その余の請求を放棄

議案第 88 号

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 17 年登米市条例第 34 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 12 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 17 年登米市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 141 条第 8 項」の次に「、第 142 条第 11 項」を、「並びに」の次に「法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び」を加える。

第 2 条中「候補者 1 人について」を削る。

第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条第 1 項中「第 6 条後段」を「第 9 条後段」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条を第 10 条とする。

第 6 条中「第 8 条」を「第 11 条」に改め、「金額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数）を乗じて得た」を削り、「おいて」を「おいては」に改め、同条を第 9 条とし、第 5 条の次に次の 3 条を加える。

（選挙運動用ビラ作成の公費負担）

第 6 条 候補者は、第 8 条の規定により算定した金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第 7 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約

を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 89 号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例について

登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 12 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市営住宅条例の一部を改正する条例

登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部を次のとおり改正する。
別表の 2 の表登米遠見台集会所の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

議案第 90 号

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 12 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表米谷病院の項中

「

内科 外科 整形外科 小児科	一般病床	49 床
児科 耳鼻咽喉科		

を

」

「

内科 整形外科 小児科	一般病床	40 床
耳鼻咽喉科	療養病床	50 床

に改める。

」

附 則

この条例は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

議案第 91 号

登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 12 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例

第 1 条中「法第 5 条第 4 項第 4 号」を「法第 5 条第 4 項第 5 号イ」に、「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税（以下「課税免除等」という。）」に改める。

第 2 条の見出し中「不均一課税」を「免除等」に改め、同条中「により、」を「に基づき、」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「増設したもの」の次に「（法第17条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を加え、「当該特別償却設備」を「特別償却設備」に、「固定資産税の税率」を「固定資産税」に、「登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする」を「免除する」に改め、同条の表を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 省令第 2 条第 2 号に規定する特別償却設備設置者（法第17条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を実施する者に限る。）の固定資産に対して課する固定資産税は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降 3 年度に限り、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

事業	年度	税率
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業	初年度（当該固定資産に新たに固定資産税が課されることとなった年度をいう。）	0
	第2年度（初年度の翌年度をいう。）	100分の0.467
	第3年度（第2年度の翌年度をいう。）	100分の0.933

第3条（見出しを含む。）及び第4条（見出しを含む。）中「不均一課税」を「課税免除等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、施行日前に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第2条第2項の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

議案第 92 号

指定管理者の指定について（石森ふれあいセンター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市ふれあいセンター条例（平成17年登米市条例第87号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称
石森ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所 在 地） 宮城県登米市中田町石森字茶畑 7 番地
（名 称） 石森コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 渡邊 義昭
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議案第 93 号

指定管理者の指定について（宝江ふれあいセンター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市ふれあいセンター条例（平成17年登米市条例第87号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称
宝江ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦 38 番地 3
（名称） 宝江コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 及川 義雄
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議案第 94 号

指定管理者の指定について（上沼ふれあいセンター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市ふれあいセンター条例（平成17年登米市条例第87号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称
上沼ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所 在 地） 宮城県登米市中田町上沼字弥勒寺大下 90 番地 1
（名 称） 上沼コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 浅野 盛志
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議案第 95 号

指定管理者の指定について（浅水ふれあいセンター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市ふれあいセンター条例（平成17年登米市条例第87号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称
浅水ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市中田町浅水字荒神堂 150 番地 2
（名称） 浅水コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 羽生 進
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議案第 96 号

指定管理者の指定について（平筒沼ふれあい公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 公の施設の名称
平筒沼ふれあい公園
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所 在 地）宮城県登米市米山町字桜岡江浪 41 番地
（名 称）吉田コミュニティ運営協議会
（代表者名）会長 高橋 正司
- 3 指定の期間
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで